

清川村選挙管理委員会議事日程

令和 6 年 9 月 2 日

清川村役場 政策審議室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第13号 | 選挙人名簿から抹消すること |
| 日程第 2 | 議案第14号 | 選挙人名簿に登録する者を定めること |
| 日程第 3 | 議案第15号 | 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数を定めること |
| 日程第 4 | 議案第16号 | 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を定めること |
| 日程第 5 | 議案第17号 | 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること |
| 日程第 6 | 議案第18号 | 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること |
| 日程第 7 | 議案第19号 | 選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の基準となる日等を定めること |
| 日程第 8 | 議案第20号 | 開票の事務と選挙会の事務を合同すること |
| 日程第 9 | 議案第21号 | 選挙会の日時及び場所を定めること |
| 日程第10 | 議案第22号 | 選挙人名簿への登録を行う日を定めること |
| 日程第11 | | 裁判員候補者予定者の選定くじ施行 |
| 日程第12 | | 検察審査員候補者予定者の選定くじ施行 |

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第14号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和6年9月2日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 15 号

地方自治法第 74 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は、48 である。

令和 6 年 9 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第16号

地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を定めること

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、785である。

令和6年9月2日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 17 号

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第
4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、393 である。

令和 6 年 9 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

清川村議会議員選挙は次のとおり行うものとし、その期日を令和7年4月15日に告示する。

1 選挙の期日 令和7年4月20日

令和6年9月2日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 19 号

選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の
基準となる日等を定めること

令和 7 年 4 月 20 日執行の清川村議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 令和 7 年 4 月 14 日（月）
ただし、年齢については 令和 7 年 4 月 20 日（日）
- 2 登録を行う日 令和 7 年 4 月 14 日（月）

令和 6 年 9 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第20号

開票の事務と選挙会の事務を合同すること

令和7年4月20日執行の清川村議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和6年9月2日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙会の日時及び場所を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙において、開票の事務と併せて行う選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 2 0 日 午後 8 時 5 0 分
- 2 場 所 清川村煤ヶ谷 2 2 1 6 番地
清川村住民センター集会室

令和 6 年 9 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 22 号

選挙人名簿への登録を行う日を定めること

令和 6 年 12 月 1 日における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日を、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおり定める。

登録を行う日 令和 6 年 12 月 2 日

令和 6 年 9 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次